

「2018キラリ☆まちだ祭ホームページ」に お店や会社のバナー広告を載せてみませんか？

「2018キラリ☆まちだ祭ホームページ

(URLは<http://kirari-machida.info/2018/>とする。)」は、2018キラリ☆まちだ祭に関する情報を掲載したホームページです。

キラリ☆まちだ祭は、町田市中心部で、市内の地域資源や農産物、商品・サービスなどを広く市民にPRし、町田市の魅力と活力を多くの市民に知ってもらう機会を創出し、またあわせて、地産池消による新たな町田ブランド創出のため、継続して農商工連携による新製品・商品のPRに取り組むことを目的としています。

2017年度は、来場者数10万人が訪れた農業と産業のお祭りです。ホームページへのアクセス数は約3万件あり、多くの方にご覧いただいています。

この「2018キラリ☆まちだ祭ホームページ」にバナー広告を載せてみませんか？2018キラリ☆まちだ祭実行委員会ではウェブサイトをお持ちのお店や会社を募集しています！！

1. 応募資格など

ウェブサイトを有する事業主（ただし別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません）

2. 広告掲載の位置・規格など

	トップページ
掲載位置	トップページ下側
規格（1枠）	縦100ピクセル×横400ピクセル
申込単位	申し込みは1社につき1枠
広告掲載料 （1枠）	10,000円
形式	GIF形式の静止画でアニメは不可
容量	7キロバイト以内

3. 広告掲載期間等

- 広告の掲載期間は2018キラリ☆まちだ祭ホームページ開設（8月下旬から9月上旬予定）から11月30日までとします。
- 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとします。

4. 掲載広告の決定方法

- 2018キラリ☆まちだ祭ホームページに掲載するバナー広告の取扱基準に基づき、広告掲載の内容を審査したうえで可否を決定します。
- 結果は、応募されたすべての方に通知します。

5. ご注意

- 広告原稿は、広告掲載決定後に、画像データ（GIF形式の静止画でアニメは不可）にて作成し、提出していただきます。
- 指定された期日までに広告原稿の提出をされないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。
- 掲載位置の指定はできません。
- 広告には必ず、事業所名を明記して下さい。

6. 応募方法

- 「2018キラリ☆まちだ祭有料広告掲載申込書」、「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」、広告原稿（紙ベース）を添えて、実行委員会事務局の町田市役所経済観光部農業振興課へお申し込み下さい。

〈問い合わせ先〉

キラリ☆まちだ祭実行委員会事務局

町田市役所経済観光部農業振興課

担当：小澤・佐藤

電話：042-724-2166

FAX：050-3101-9913

別表 1 (第7関係)	
広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く）
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者
別表 2 (第8関係)	
掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	実行委員会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの
9	公序良俗に反するおそれのあるもの
10	個人、団体の意見広告を内容とするもの
11	2018キラリ☆まちだ祭ホームページの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
12	その他実行委員会が掲載する広告として適当でないと認めたもの